

基 監 発 0218 第 1 号
平成 22 年 2 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

労働基準法の一部を改正する法律の施行に伴う労働基準法第 37 条に係る
監督指導時の措置等について

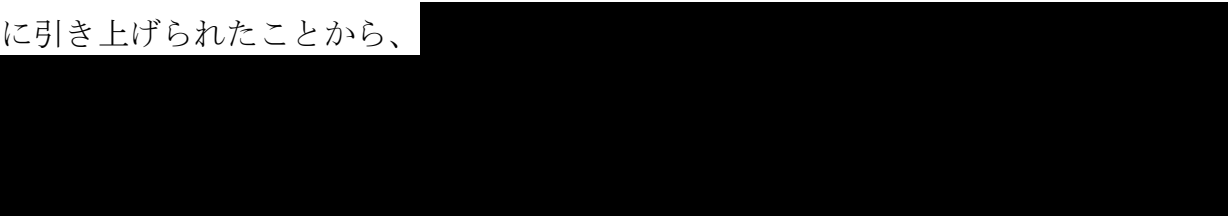
今般、労働基準法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 89 号。以下「改正法」という。）により改正された労働基準法（以下「労基法」という。）の施行に伴い、労基法第 37 条に係る監督指導時における措置等については、平成 22 年 4 月 1 日から下記のとおりとするので、的確な実施を期されたい。

なお、改正法が適用とならない労基法第 37 条違反に対する措置等については、従前の例によるものであること。

記

- 1 1 箇月 60 時間を超えた時間外労働（60 時間以下の時間外労働と併せ、以下「当該時間外労働」という。）に係る割増賃金不払に対する措置について（労基法第 138 条の規定により労基法第 37 条第 1 項ただし書の適用を猶予された中小事業主（以下「中小事業主」という。）の事業に係るものを除く。）

特に長い時間外労働を強力に抑制することを目的として、中小事業主以外の事業主において、1 箇月 60 時間を超える時間外労働に対する法定割増賃金率が 5 割以上の率に引き上げられたことから、



- (1) 当該時間外労働の全部に対し 2 割 5 分以上の率で計算した割増賃金が支払われていない場合

< 是正勧告記載例 >

法条項	違反事項
労基法第 37 条第 1 項（注 1）	1 箇月 60 時間以内の時間外労働に対し 2 割 5 分以上の率、1 箇月 60 時間を超える時間外労働に対し 5 割以上の率で計算した割増賃金を支払っていないこと。

（注 1）

- (2) 当該時間外労働の全部に対し 2 割 5 分の率で計算した割増賃金が支払われているものの、1 箇月 60 時間を超える時間外労働の全部又は一部に対し 5 割以上の率で計算した割増賃金が支払われていない場合

< 是正勧告記載例 >

法条項	違反事項
労基法第 37 条第 1 項	1 箇月 60 時間を超える時間外労働に対し 5 割以上の率で計算した割増賃金を支払っていないこと。

2 週休 2 日制の事業場における休日労働に係る割増賃金不払に対する措置について

- (1) 法定休日が特定されている場合

ア

イ

(ア) 特定休日の労働に対する 3 割 5 分以上の賃金が支払われていない場合

a 特定休日が労基法第 35 条の休日に該当しない場合

<是正勧告記載例>

法条項	違反事項
労基法第 24 条	貴事業場が法定休日としている日について、所定の割増賃金率である 3 割 5 分の率で計算した割増賃金を支払っていないこと。

b 特定休日が労基法第 35 条の休日に該当する場合

<是正勧告記載例>

法条項	違反事項
労基法第 37 条第 1 項	休日労働に対し、3 割 5 分以上の率で計算した割増賃金を支払っていないこと。

(イ) 特定休日以外の日における労働に対する割増賃金が支払われていない場合

<是正勧告記載例>

法条項	違反事項
労基法第 37 条第 1 項	時間外労働に対し、2 割 5 分以上の率で計算した割増賃金を支払っていないこと。

(2) 法定休日が特定されていない場合



3 1 箇月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が法定を下回る就業規則（中
小事業主以外の事業主に係るものに限る。）に対する措置について



指導事項
貴事業場の就業規則で定めている 1 箇月 60 時間を超える時間外労働に対する 割増賃金率は、労働基準法第 37 条に定める割増賃金率を下回っているので、 速やかに就業規則を変更し、当署に届け出ること。

4



